

ID: 1959

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	児童育成支援拠点事業の停止命令等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17の3第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】	<p>法第34条の17の3第3項の規定による。</p> <p>第34条の17の3</p> <p>3 市町村長は、児童育成支援拠点事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童若しくはその保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日